○岩泉町中小企業振興資金信用保証料補給補助金交付要綱

平成21年２月10日

告示第11号

（趣旨）

第１条　この告示は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第２条第５項第５号に規定する町内の中小企業者（以下「第５号認定者」という。）が岩泉町中小企業振興資金融資規則（平成９年岩泉町規則第12号）に基づく融資を受ける場合に岩手県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証を付すための経費に対し、予算の範囲内で、岩泉町補助金交付規則（昭和38年岩泉町規則第７号。以下「規則」という。）に基づき信用保証料補給補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付の対象及び補助額等）

第２条　前条に規定する経費は、中小企業振興資金の融資を受ける第５号認定者が協会に対して納付する信用保証料の額とする。

２　前項に規定する経費に対する補助額は、第５号認定者が協会に対して納付した信用保証料の額（分納の場合にあっては、当該年度に納付した額）とし、延滞保証料は、対象としない。

（補助金の交付申請）

第３条　補助金の交付を受けようとする第５号認定者は、岩泉町中小企業振興資金信用保証料補給補助金交付申請書（様式第１号）に融資実行証明書（様式第２号）及び信用保証料納付証明書（様式第３号）を添えて別に定める日までに町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第４条　町長は、前条の申請書の提出を受けた場合は、当該書類を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、岩泉町中小企業振興資金信用保証料補給補助金交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ期日）

第５条　規則第８条第１項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（補助金の交付）

第６条　第５号認定者は、第４条の通知を受けたときは、速やかに岩泉町中小企業信用保証料補給補助金交付請求書（様式第５号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第７条　町長は、補助金の交付を受けた第５号認定者（以下「補助対象者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（１）　事業を中止し、又は廃止したとき。

（２）　町外に転出し、又は移転したとき。

（３）　その他町長が補助金の交付が適当でないと認めたとき。

２　補助対象者は、前条の規定により補助金の交付を受けた信用保証料の算定基礎となった中小企業振興資金を早期完済したことにより協会から信用保証料の返戻を受けたときは、直ちに岩泉町中小企業振興資金信用保証料補給補助金返戻報告書（様式第６号）により町長に報告し、当該返戻を受けた信用保証料に相当する額を町長に返納しなければならない。

３　中小企業振興資金の融資を行った金融機関は、補助対象者が前２項に該当する事実を知った場合には、速やかにその旨を町長に通知するものとする。

（その他）

第８条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、平成21年２月10日から施行し、平成20年10月31日から適用する。

附　則（平成22年３月31日告示第30号）

この告示は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成23年３月10日告示第15号の２）

この告示は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月30日告示第21号の２）

この告示は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月18日告示第34号）

この告示は、平成25年３月30日から施行する。

附　則（平成26年３月31日告示第27号）

この告示は、平成26年３月31日から施行する。

附　則（令和７年10月７日告示第74号）

この告示は、令和７年10月７日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

岩泉町長　　様

住所（所在地）
申請者
氏名（名　称）　　㊞

岩泉町中小企業振興資金信用保証料補給補助金交付申請書

岩泉町中小企業振興資金信用保証料補給補助金の交付を受けたいので、岩泉町中小企業振興資金信用保証料補給補助金交付要綱第３条の規定により、関係書類を添えて申請します。

融資金融機関名			
融資金額	金　　円		
融資年月日	年　月　日		
償還期限	年　月　日	償還期間	年
信用保証料補給補助金の額	金　　円		

添付書類

１　融資実行証明書（様式第２号）

２　信用保証料納付証明書（様式３号）

（Ａ４）

様式第２号（第３条関係）

年　　月　　日

岩泉町長　　様

住所（所在地）
申請者
氏名（名　称）　　㊞

融資実行証明書

私（　　社）が、融資を受けた資金の内容は、次のとおりです。

資　金　の　種　類	岩泉町中小企業振興資金（経営安定関連保証５号適用）
融　資　金　額	金　　円
融　資　実　行　日	年　　月　　日
償　還　期　間	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
償　還　方　法	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年　　月　　日

融資金融機関名　　㊞

（Ａ４）

様式第３号（第３条関係）

年　　月　　日

岩泉町長　　様

住所（所在地）
申請者
氏名（名　称）　　㊞

信用保証料納付証明書

　　年度において、私（　　社）が岩手県信用保証協会に対し納付した岩泉町中小企業振興資金（経営安定関連保証資金：　　年　　月　　日融資実行分）に係る信用保証料の額は、次のとおりです。

１　納 付 額　　金　　円
　※信用保証料総額　　円
　　今年度納付額　　円（　　回のうち　　回目）
２　納付期日　　年　　月　　日

　　上記のとおり相違ないことを証明する。

年　　月　　日

岩手県信用保証協会
宮古支所長　　㊞

（Ａ４）

様式第４号（第５条関係）

指令　　第　　号
年　　月　　日

様

岩泉町長　　印

岩泉町中小企業振興資金信用保証料補給補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請があった岩泉町中小企業振興資金信用保証料補給補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

融資金融機関名		
融資金額		円
融資年月日		年　　月　　日
信用保証料補給補助の交付条件	対象融資金額	円
	保証料金額	円（年　　％）
	分割回数	回（今年度は　　回中　　回目）
	償還期間	年
補助金交付決定額		円

（Ａ４）

様式第５号（第６条関係）

年　　月　　日

岩泉町長　　様

住所（所在地）
申請者
氏名（名　称）　　㊞

岩泉町中小企業振興資金信用保証料補給補助金交付請求書

年　　月　　日付指令　　第　　号をもって決定の通知があった岩泉町中小企業振興資金信用保証料補給補助金について、岩泉町中小企業振興資金信用保証料補給補助金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて請求します。

年度	年度	請求金額	金　　円
信用保証料補給補助金の振込先		金融機関	
		口座名義	
		口座の種類	
		口座番号	

添付書類　岩泉町中小企業振興資金信用保証料補給補助金交付決定通知書（写し）

（Ａ４）

様式第６号（第７条関係）

年　　月　　日

岩泉町長　　様

住所（所在地）

申請者

氏名（名　称）　　㊞

岩泉町中小企業振興資金信用保証料補給補助金返戻報告書

下記のとおり繰上償還等に伴い保証料が返納されましたので、岩泉町中小企業振興資金信用保証料補給補助金交付要綱第７条の規定により報告します。

記

融資金融機関名		
繰上償還日	年　月　日	
保証料返戻額	金　　円	（信用保証協会からの返戻額）
返戻日	年　月　日	（信用保証協会からの返戻日）
当初融資状況	融資金額	金　　円
	償還期間	年　月　日～　年　月　日
繰上償還日までに発生した信用保証料	金　　円	
当初保証料額	金　　円	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年　　月　　日

融資金融機関名　　㊞

（Ａ４）